
アルプス・ジャックスカード特約

第1条（名称）

アルプス・ジャックスカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社スーパーアルプス（以下「スーパーアルプス」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、JCBカード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、無料とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。